

さいたま市水道局告示第79号

水道料金等弁護士対応未収金回収業務について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収又は収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年6月12日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

1 業務名

水道料金等弁護士対応未収金回収業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 弁護士法人ライズ綜合法律事務所

(2) 住所又は事務所の所在地 東京都中央区日本橋3-9-1日本橋三丁目スクエア12階

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年5月19日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年6月4日

5 委託する期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る収入又は支出

(1) 水道料金

(2) 下水道使用料

(3) 有料修繕工事費

(4) その他水道局で発生した債権

7 連絡先

(1) 担当 さいたま市水道局業務部営業課営業管理係

(2) 電話 048(714)3085